

## 計画策定部会の設置について

### 1. 部会の設置について

枚方市空家等対策協議会条例（抜粋）

（担当事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、**市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。**

- (1) 特定空家等に関する対策に関すること。
- (2) 個別の特定空家等への対処に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、**空家等対策計画の作成**及び変更並びに実施に関すること。

（部会）

第 6 条 **協議会に、第 3 条に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。**

2 **協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とする。**

### 2. 部会のイメージ

